H22.3.5 淀川河川公園 中流右岸域 地域協議会 審議資料 2

利用者・利用団体の意見の反映方法(案)

1.地域協議会への参加を求める団体について

淀川河川公園全体の利用状況は、

- · 年間利用者数 約 540 万人(平成 20 年度)
- · 運動施設年間利用者数 約 88 万人(平成 20 年度)
- ・ 運動施設予約システム「よどいこ」登録者数約1万人(平成22年2月末現在)
- ・ 競技会、マラソン大会などの行為許可件数 年間約60件(平成20年度) となっている。

こうした膨大かつ多種多様な利用者・利用団体の中から、委員候補を抽出し、公平・適正に選任することは困難が予想される。

一方、淀川河川公園基本計画では、整備及び管理運営の基本方針の中で、

「河川は人を含むすべての(中略)自然環境や歴史・文化、人との関わりを 大切にした公園にする」という認識のもとで、淀川の自然環境や淀川と人との 関わりを次世代に引き継ぐための公園づくりを目指す。

と記述されており、淀川の自然環境や淀川と人との関わりを構築・充実していくには、行政だけではなく、地域住民をはじめとする多様な主体の参加・連携が不可欠となっている。

こうした状況から、「利用者や利用団体」の代表として、地域協議会への参加については、不特定多数を対象に、淀川河川公園の利用を推進する取り組みを行っている主体と調整を行うこととする。

例)中流右岸域地域協議会として想定される主体

高槻シティ国際ハーフマラソン実行委員会

(毎年1月に大塚地区にて「高槻シティ国際ハーフマラソン大会」を実施)

摂津市教育委員会

(毎年、2月に鳥飼上地区にて「摂津市民マラソン大会等」等を実施)

等

2.アンケート等による意見の収集・反映

2.だけでは、多様な利用者・利用団体の意見の収集が行われないことから、整備・再整備が想定される地区を中心に、アンケート等の実施を行い、意見の収集を行い、地域協議会の資料として提示する。